

第2章 災害に強いまちづくりのための計画

第1節 風水害予防計画

1 構築物その他の風水害予防措置

既設の看板、広告物その他構築物を定期及び台風前に調査し、危険物については直ちに所有者又は管理者に通報し、改修若しくは撤去するよう指導し、履行させるものとする。担当は、環境整備対策部とする。

2 農作物の風水害予防対策

農作物の風水害予防については、次の事項を重点として農家を指導する。

- (1) そ菜の防風網の整備
- (2) 病虫害の防除
- (3) かんがい、排水施設の整備
- (4) 農作物保護のための地域保安施設の整備

担当は、産業振興対策部とする。

3 ため池、河川及び海岸等の予防対策

町内のダム・ため池、河川及び海岸等の危険箇所を調査し、災害が予想される場合は適時巡察する。なお、危険箇所の改修については計画的に実施するものとする。

町内のダム・ため池は下表、重要水防区域外で危険と予想される区域は下表・土砂災害等危険箇所全体図及び土砂災害危険箇所別図のとおりである。

担当は、環境整備対策部とする。

町内のダム・ため池

(平成18年4月1日現在)

No	ダム・池名	No	ダム・池名	No	ダム・池名	No	ダム・池名
1	白瀬1号	7	具志川池	13	仲泊池	19	タイ原池
2	白瀬2号	8	上溝1号	14	ウフレヤ池	20	ウーリ池
3	上江洲ダム	9	上溝2号	15	フサキナ池	21	銭田池
4	山蔵池	10	ヤンガー池1号	16	本庄池	22	山城池
5	大田池	11	ヤンガー池2号	17	比嘉池		
6	仲村渠池	12	カンジンダム	18	儀間池		

重要水防区域外で危険と予想される区域〈海岸〉(別図参照)(平成18年4月1日現在)

所轄土木事務所名	沿岸名	海岸名	延長(m)	区域	危険とされる主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
					延長(m)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
南部土木事務所	琉球諸島沿岸	仲里海岸	1,130	島尻区域	742	島尻地区	越波	45	1.1	

4 土石流、地すべり、がけ崩れ災害予防対策

土石流、地すべり、がけ崩れの危険が予想される箇所を毎年調査把握するとともに、大雨注意報の発表時又は台風時には巡回して監視する。安全施設については、土地条件に応じた措置を随時実施していくものとする。

担当は環境整備対策部とする。

5 道路、橋梁の維持補修事業

道路管理者は、所管の道路、橋梁を常時補修する。なお、早急に補修が不可能な危険箇所については立札によって表示し、通行又は重量の制限を行う。

担当は産業振興対策部及び環境整備対策部とする。

6 治山事業

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から町民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る。

担当は、産業振興対策部及び環境整備対策部とする。

第2節 土砂災害予防計画

1 砂防災害対策事業

土石流による災害が予想される危険区域については、県による砂防事業の推進を図るものとする。

大雨による土砂災害発生危険度が高まったときは、土砂災害警戒情報を県から入手し情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒態勢をとるものとする。

また、情報伝達方法、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、定め地域住民に周知するよう努めるものとする。

町内の砂防指定河川及び土石流による危険が予想される箇所は下表・土砂災害等危険箇所全体図及び土砂災害危険箇所図のとおりである。

(資料：沖縄県土砂災害マップ 平成15年3月 沖縄県土木建築部 海岸防災課)

砂防指定河川（別図参照）

(平成18年4月1日現在)

番号	土木事務所	河川名	溪流名	位置		面積 (ha)	被害対象			指定年月日	指定告示番号
				市町村名	大字		人家戸数	耕地(ha)	公共施設		
①	南部土木事務所	儀間川	儀間川	久米島町	儀間	2.27	90	12.2	道路・橋梁	平成4年12月8日	1916
②	南部土木事務所	儀間川	儀間川	久米島町	儀間	3.63	90	12.2	道路・橋梁	平成6年12月7日	2348
③	南部土木事務所	儀間佐支川	儀間川	久米島町	儀間	1.43	203	4.9	道路・橋梁	平成8年2月5日	164

資料：沖縄県水防計画

土石流による危険が予想される箇所（別図参照）

(平成18年4月1日現在)

番号	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		溪流概況			危険度分類	保全対象	
					市町村名	字名	溪流長(km)	流域面積(km ²)	流下部平均勾配(度)		人家戸数	公共施設等
④					久米島町	宇江城		0.08	16		6	
⑤					久米島町	仲村渠	0.63	0.36	4		2	県道242号線
⑥					久米島町	仲泊	1.53	0.58	3		11	ホテル新生、久米島本願寺
⑦		儀間川			久米島町	儀間	1.50	0.47	4		0	発電所
⑧		銭田川			久米島町	山城	0.48	0.20	8		1	県道242号線

2 地すべり災害対策事業

本町では、地すべり危険区域は指定されていないが、地すべりの危険が予想される箇所を整理・把握し毎年調査研究を行い、必要に応じて県と調整を図りながら地すべり防止区域を指定する等、適切な防止策を実施するものとする。

3 急傾斜地崩壊対策事業

「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」による指定は、危険度の高い箇所にとどまっているが、今後県と協力してその他の箇所も危険度の高い順に指定を行い災害未然の防止のための対策工事等の実施に努めるものとする。

なお、町内の急傾斜地崩壊危険箇所は次項表・土砂災害等危険箇所全体図及び土砂災害危険箇所図のとおりである。

(資料：沖縄県土砂災害マップ 平成15年3月 沖縄県土木建築部 海岸防災課)

急傾斜地崩壊危険箇所（別図参照）

（平成 18 年 4 月 1 日現在）

番号	位置	地形			保全対象			急傾斜地崩壊 危険区域の指定
		傾斜角(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家戸数	公共的建物	公共施設	
⑨	久米島町字宇根シルカイラ原	35	105	34.7	7	無	町道70m	
⑩	久米島町字宇根シルカイラ原	48	215	13.6	8	無	無	
⑪	久米島町字宇根	50	45	15.1	2	無	無	
⑫	久米島町字阿嘉東原	37	174	18.1	11	無	町道65m	H7.2.24

21 ページ～30 ページまで フォルダ名ハザードマップ・土砂災害等
から全体図、NO 1～NO 9 の順に挿入

第3節 高潮等災害予防計画

1 港湾・漁港整備事業

港湾、漁港及び海岸は管理区分によって県又は町がそれぞれ高潮等による災害予防施設の整備強化を図るものとする。

担当は産業振興対策部及び環境整備対策部とする。

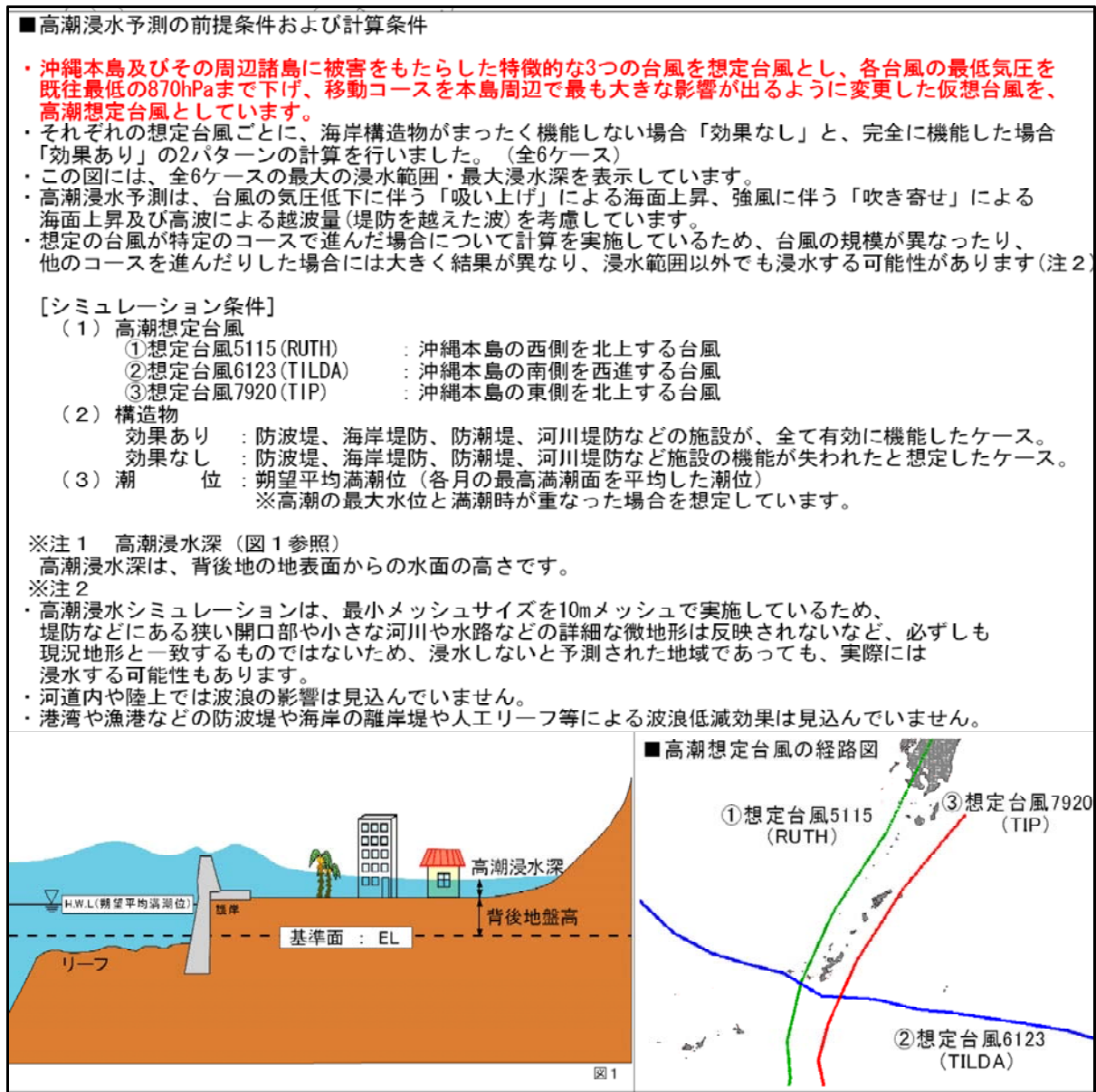
2 危険予想区域への対策

本町の海岸線は一般住宅や地区公民館、港湾、漁港、公園、野球場等の公共施設が多数あり、人口が集中している地域もある。また、エビ養殖場やダイビング等のマリネリジャーを楽しむ観光客も多くみられ、下記想定地域においては特に警戒を要する。

このような地域の住民及び海岸利用者に対し、津波や高潮等から安全確保及び被害を軽減するため、町防災無線を利用した警報体制の確立、避難場所・避難経路を示した看板の設置、護岸整備、海岸保全事業の推進を図るものとする。

3 高潮浸水予測図

資料：沖縄県津波・高潮被害想定調査調査業務委託（沖縄本島沿岸域） 平成19年3月 県土木建築部 海岸防災課



32ページ～36ページまで フォルダ名ハザードマップ・高潮
から全体図、1／4～4／4の順に挿入

第4節 建築物等災害予防計画

風水害、地震、大火災等による建造物の災害を防御するため、公共施設、一般住宅の新増改築等に各種制度の説明、技術的相談に応ずるなど、可能な限り不燃、耐風・耐震性建築物の建設を促進し、災害時の建造物被害の減少を図るものとする。

担当は、環境整備対策部とする。

1 土地利用対策

町は、住宅密集地における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用等の更新を図り、防災上有効な土地利用を推進する。

2 不燃、耐風・耐震性建築物の促進対策

町は、建築物の新築、増改築時に不燃化、耐震化等に関する相談に応じ、耐震診断及び耐震補強等に関する、指導・啓発等を行う。

特に、耐風対策強化のため、一般住宅への雨戸設置の推奨を図る。

3 公共建築物の耐風、耐震、耐火対策

町は、公共建築物のうち老朽化施設については、建て替え又は補強等によって耐風、耐震・耐火対策を進め、今後、建築される公共建築物については、設計段階で不燃堅牢な施設とするよう指導するものとする。

特に、体育館や公民館等災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等耐風対策や耐震補強工事などを優先的に行うものとする。

4 公共建築物の定期点検及び定期検査

町は、公共建築物については、定期的点検及び検査を実施するものとする。

5 公共建築物の設計不燃堅牢化指導

町は、今後建築される公共建築物については、設計段階で不燃堅牢な施設とするよう指導するものとする。

第5節 火災予防計画

火災の発生を未然に防止するための対策は、次によるものとする。

1 消防力・消防体制等の拡充強化

町は、次の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図るものとする。
担当は、消防対策部とする。

(1) 消防教育訓練の充実強化

教育訓練計画に基づき消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。

(2) 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

(3) 消防体制の充実・指導

消防・消防団の体制強化を図る。

(4) 消防施設・設備の整備促進

消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。

2 火災予防査察・防火診断等

火災の発生拡大を防止し避難の確実性を図るため、防火対象物の消防用設備等防火管理体制の予防査察を適宜行うものとする。火災予防運動期間等には、防火意識の高揚を図るため、消防訓練、独居老人防火診断等を実施する。また、住宅用火災警報器の設置を推進する他、町広報紙に防火に関する記事を掲載する等、広く町民に防火思想の普及高揚を図るものとする。

(1) 特殊対象物に対する査察

ア 学校、官公署

夏季休暇、年度末等の時期を利用し、防火構造、消火設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。

イ 旅館、娯楽施設

春の行楽期等における人出を考慮し、時前に消火設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。

ウ 百貨店、商店等

季節的支出期に入る前に消火設備、避難設備、防火管理体制等を重点的に査察する。

エ 危険物等関係施設

年間立入検査を通じ施設の構造設備取扱要領等、防火管理体制等を重点的に査察する。

(2) 一般住宅

火災の多発期を控えた11月から12月にわたる、秋季及び3月の春季火災予防運動週間を通じ火を取扱う設備及び器具を重点的に防火診断する。

3 自衛消防隊の結成指導

不特定多数の者が出入し、又は勤務する学校、ホテル等の宿泊施設、工場、事業所等においては、消防計画の作成、自衛消防隊の結成指導及び消防用設備等の取扱い指導と消防訓練実施の促進を図るものとする。

4 危険物施設等の火災予防

町内の危険物施設等の構造、設備・取扱の検査及び消防訓練等を行うことにより、これを取扱う従業員の防火意識の向上を図るものとする。

5 消防施設の整備拡充

(1) 消防水利の多様化

町は、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(2) 情報収集、伝達系統の整備

消防救急無線等の通信施設を含む情報収集機器を適宜、最新設備へ更新する等、伝達系統の整備に努めるものとする。

6 火災発生の未然防止

(1) 町長は、消防法第22条に基づき、沖縄気象台長が発表し、知事（防災危機管理課）が通報する火災気象通報（第4編 第1章 第3節（4）消防法に定める火災警報等参照）を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

(2) 町長が前項の警報を発したときは、当該警報が解除されるまでの間、町内にある者は、町条例で定める火の使用の制限に従わなければならない。

第6節 林野火災予防計画

林野火災は、たばこ、たき火等の火の不始末が原因となることが多い。ひとたび林野火災が発生すると地理的条件や気象条件等によっては、その消防活動は極めて困難となり、人命を奪う危険性や人家への延焼等大きな被害に発展する可能性がひそんでいる。

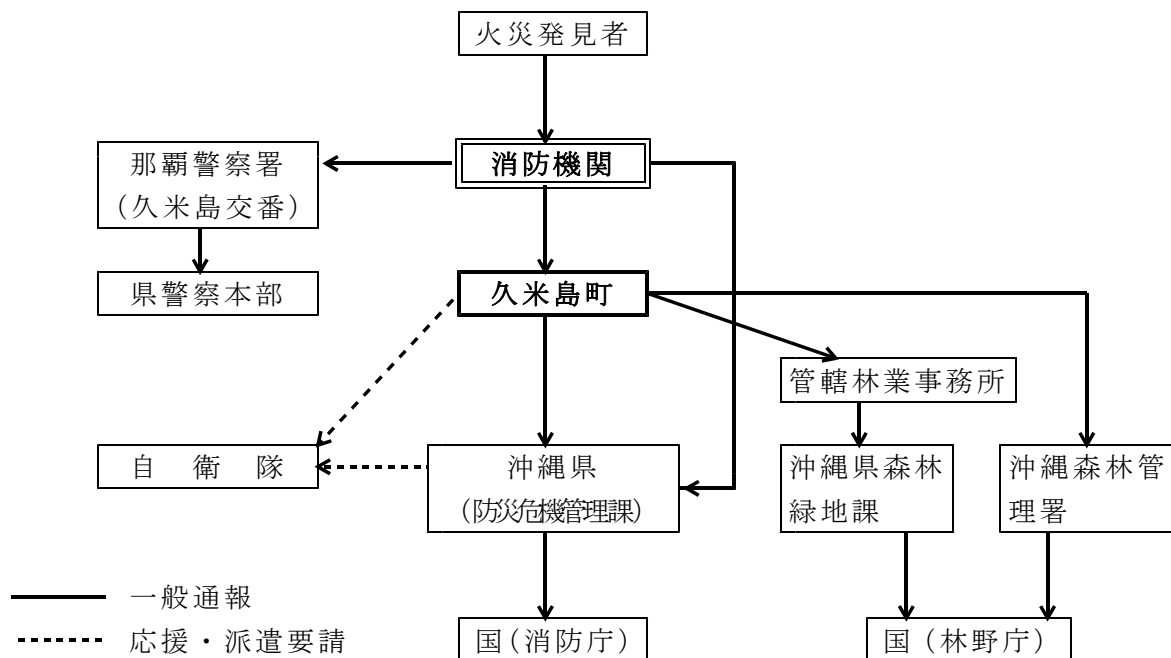
また、貴重な森林資源を焼失することになるので林野火災防止については万全を期するものとする。

担当は、消防対策部及び産業振興対策部とする。

1 林野火災対策の推進

林野火災が発生し、拡大するおそれがある場合における関係機関の通報連絡体制を整える。なお、通報連絡は出来る限り火災発生の日時、場所、火災現場の状況、被害の程度、とりつつある措置等を明らかにして行うものとする。

通報連絡系統図



2 出火防止対策

- (1) 町は、町民へ注意を喚起するため、山火事防止の標柱、標板の設置に努めるものとする。
- (2) さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の多発にかんがみ適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の取扱いについて指導強化する。
- (3) 町長及び森林管理署長は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。
- (4) 火入れに際しての消火設備、監視員の配置、防火線の設定等についての指導をはじめ、火災予防上危険な気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

3 林野火災対策用資機材の整備

- (1) 町は、林野火災対策用資機材の整備に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火等補給基地整備の促進を図るものとする。
- (2) 林野面積の多い地域を対象に、関係機関共同で、林野火災用空中消火資機材の操法訓練を実施する。

第7節 危険物施設等の災害予防計画

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における保安体制の強化、法令の規定する基準の適性維持を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及徹底を図るものとする。担当は、消防対策部とする。

1 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査、保安検査を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、その都度災害予防上必要な指導を行う。

危険物製造所等の施設は下表のとおりである。

【危険物施設等一覧】

事業所名	所在地	類別	貯蔵量
仲里石油商会（有）	儀間2656-1	第4類	54.3kl
久米給油所	比嘉220	第4類	42.0kl
沖縄電力久米島発電所	儀間3061	第4類	2,328.4kl
久米島製糖株式会社	儀間288	第4類	190.1kl
(株)りゅうせきロジコム那覇物流センター久米島出張所	嘉手苺843-1	第4類	1,922.1kl
具志川石油商会（有）	大田343	第4類	27.0kl
航空自衛隊久米島分屯基地	宇江城2064-1	第4類	531.1kl
久米島漁業協同組合	宇根402	第4類	47.0kl
ホテル久米アイランド	真我里411-1	第4類	3.0kl
久米島NDB	大原15	第4類	1.0kl
那覇航空測候所久米島空港出張所	北原566-2	第4類	2.0kl
久米島の久米仙（株）	宇江城2157	第4類	10.0kl
NTT久米島無線中継所	阿嘉297-110	第4類	3.0kl
イーフビーチホテル	謝名堂548	第4類	6.0kl
大成道路ロテック久米島営業所	銭田432	第4類	17.2kl
久米島空港電源局舎	北原566-2	第4類	2.0kl
沖縄県海洋深層水研究所	真謝500-1	第4類	5.5kl
久米島海洋深層水開発株式会社	宇江城2178-1	第4類	7.4kl
下地島空港施設株式会社（久米島空港）	北原566-2	第4類	20.0kl
沖縄県車海老漁業協同組合	真謝486-4	第4類	7.0kl
バイオマリン株式会社	真謝486-14	第4類	3.0kl
久米島実業社運送（名）	真我里127	第4類	15.0kl
株式会社プログレッシブエナジー	真我里411-1	第4類	22.2kl

LPGガス

久米島ガス	嘉手苺833	LPG	150t
農協ガス	比嘉143-2	LPG	3.59t

2 危険物運搬車両に対する指導

消防機関は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

3 保安教育の実施

危険物製造所等の管理者、監督者は取扱い者に対し、保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

4 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

(1) 火災、爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

(2) 危険物施設の管理、点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正にできるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等危険物施設の維持管理の徹底を図る。

(3) 保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

(4) 保安体制の整備、確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と町、消防機関等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における消防関係機関への通報先を定めておく。

(5) 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

5 化学消防車の整備

消防機関に化学消防車等の配備を図り、事業所における化学消火薬剤の備蓄を行わせる。

第8節 ライフライン施設等災害予防計画

1 上・下水道施設災害予防計画

上・下水道施設については、老朽施設・配水管・管路施設等の点検・補修、浄水場・処理場等の耐震化・停電対策を図るとともに、被災時の復旧資機材や被災者への応急給水施設等の整備を図る。

(1) 上水道施設災害予防対策

ア 施設の耐震性の強化

水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって十分な耐震設計及び耐震施工を行うものとする。施設の維持管理に際しては、「水道事業等における地震対策について（通知）」（環水第3号、S55.1）及び「水道の地震対策の強化について（通知）」（衛水第188号、H7.8）等により、適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

また、水供給機能が麻痺したときの社会的影響の大きさにかんがみ、「厚生省災害対策マニュアル」（H.7.9.1）を参考に、供給システム自体の耐震性の強化を推進する。

イ 広域応援体制の整備

町の水道事業者は、町防災計画に基づき、応急給水を実施する。その際、必要な人員、資機材が不足する場合には、県防災危機管理課と調整しつつ、速やかに「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく応援要請や「沖縄県水道災害相互応援協定」に基づく県内水道事業者等への応援要請を行う。

(2) 下水道施設災害予防対策

ア 施設の耐震性の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施行にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る。

イ 広域応援体制の整備

あらかじめ業者間で広域応援体制の整備に努める。

2 高圧ガス施設災害予防対策

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために町、県、公安委員会、（社）沖縄県高圧ガス保安協会等は連絡を密にし保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安管理の徹底を図る。

(1) 高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

ア 高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ保安の監督指導を行う。

イ 高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

(2) 高圧ガス消費先等の保安対策

ア 消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。

イ 消費者保安に対する販売事業者事故防止の監督体制の強化を図る。

3 電力施設災害予防対策

災害に伴う電力施設被害の防止について、恒久的設備対策計画を推進し、電力施設の被害軽減のための施策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講ずるものとする。

(1) 電力施設災害予防事業の実施

ア 防災訓練の実施

災害対策を円滑に推進するため、定期的に訓練を実施するとともに、町及び県が実施する防災訓練には積極的に参加する。

イ 発電設備

電気設備の設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される災害などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準法令に基づいて設計を行う。

ウ 送配電設備

送配電設備は風圧及び不平均張力による荷重に対応できるように設計する。

エ 変電設備

機器の設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される災害などを勘案するほか、電気技術指針によって行い、建物の設計は建築基準法によるものとする。

オ 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

第9節 通信施設災害予防計画

町、県、医療機関、NTT西日本、NTTドコモ九州、KDDIは、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等、万全の措置を期するものとする。

1 町、県における予防計画

(1) 情報通信器機等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を推進する。

ア 被災地及び関係機関と円滑な情報伝達・収集ができる体制を充実するため、地域衛星通信ネットワーク等を導入した沖縄県総合行政情報通信ネットワークを県が整備したことに伴い町においても通信体制の強化を図る。

(ア) 町、消防本部及び県出先機関並びに防災関係機関に対してマルチチャンネルアクセス方式による無線回線を整備する。

(イ) 町は、有線・無線による通信網の2ルート化を図る。

イ 町は、必要に応じて町防災無線を現行システム追加拡充及び最新設備へ更新する。

ウ 県による防災相互通信用無線局の整備指導を受け、防災関係機関の相互通信用無線局を整備するよう努めるものとする。

(2) 通信設備等の不足時の備え

町及び県は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、NTT及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

(3) 停電時の備え及び平常時の備え

町及び県は、災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。

2 救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画

(1) 通信手段の確保

町、県及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図るものとする。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

町、県及び医療機関は災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

3 NTT西日本及びNTTドコモ九州における予防計画

(1) 電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進するものとする。

ア 豪雨、洪水、高潮等のおそれがある地域の電気通信設備等については、耐水対策を行う。

イ 暴風のおそれがある地域の電気通信設備等については、耐風対策を行う。

ウ 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐火対策を行う。

エ 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

(2) 伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、伝送路の多ルート及び有線、無線による2ルート化の整備を図るものとする。

(3) 回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じるものとする。

ア 回線の設置切替方法。

イ 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保。

ウ 孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保。

エ 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保。

オ 可搬型基地局装置による通話回線の確保。

4 KDDIにおける予防計画

(1) 通信設備等に対する防災計画

災害発生を未然に防止するための防災計画の推進

ア 予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに耐えうることを考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。

イ 通信に係る局舎及び通信設備等の耐災害性を強める。

ウ 主要な通信設備等については、予備電源を設置する。

エ 通信設備等に係る記録、プログラムファイル等のうち、特に必要と認められるものについては、その保管場所の分散、耐火構造容器等への保管等の措置を講ずるものとする。

(2) 通信網等の整備計画

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

ア 中央局設備及びその付帯設備を分散設置する。

イ 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

(3) 災害対策用機器等の配備計画

災害発生時において、通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に災害対策用機器等を配備するものとする。

ア 孤立防止策として、緊急連絡用設備を配備するものとする。

イ 非常用回線としての代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、防災用機器を配備するものとする。

5 放送施設災害予防計画

各放送局は、災害時における放送電波の確保を図るため、放送施設について次の予防措置を講じ、万全を期するものとする。

(1) 放送施設及び局舎防災設備基準に基づく措置

(2) 消耗品及び機材等の一定量常備

(3) 無線中断状態の把握

(4) 移動無線機等の伝搬試験

(5) 交通路の調査

(6) 非常持ち出し機器、書類の指定

(7) 仮演奏所及び仮設送信所の場所の調査選定

(8) 電力会社及び警察等の利用しうる通信回線調査

(9) その他必要と認められる事項

6 通信設備の優先利用等

(1) 優先利用の優先手続き

町、県又は関係機関は、通信設備の優先利用（災害対策基本法第57条）及び優先使用（災害対策基本法第79条）について、最寄りのNTT西日本、NTTドコモ九州、放送局とあらかじめ協議を行い使用手続きを定めておくものとする。

(2) 放送施設の利用

知事及び町長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼するものとする。

第10節 不発弾災害予防計画

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾処理体制に万全を期し、関係機関の連絡協調を密にして不発弾処理の円滑化を図るとともに、町民一般に対する不発弾に関する防災知識の普及徹底を図る。

担当は、総務対策部とする。

1 不発弾の処理体制

不発弾の処理は、おおむね次によるものとする。

(1) 陸上で発見される不発弾の処理

ア 発見者は、最寄りの駐在所又は警察署に通報し、所轄警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。

イ 県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第1混成団長（第101不発弾処理隊長）に処理要請を行う。

ウ 第101不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い、弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。

エ 小型砲弾等比較的危険度が少なく移動可能な弾種は、第101不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。

オ 爆弾等危険度が高いものは、発見場所で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。

カ 信管離脱作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

(ア) 町は関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

なお、関係機関は責任分担覚書等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。

(イ) 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。

(ウ) 町長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

(2) 海中で発見される不発弾の処理

ア 発見者は、所轄海上保安部署へ通報し、それを受けて第十一管区海上保安本部又は県知事、町長又は漁港管理者から海上自衛隊沖縄基地隊司令（沖縄水中処分隊）に処理要請を行う。

イ 沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。

ウ 危険度が少なく、移動可能なものは、沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。

エ 危険度が高く、移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。

オ 爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。

(ア) 不発弾が発見された場合、町は関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。

(イ) 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。

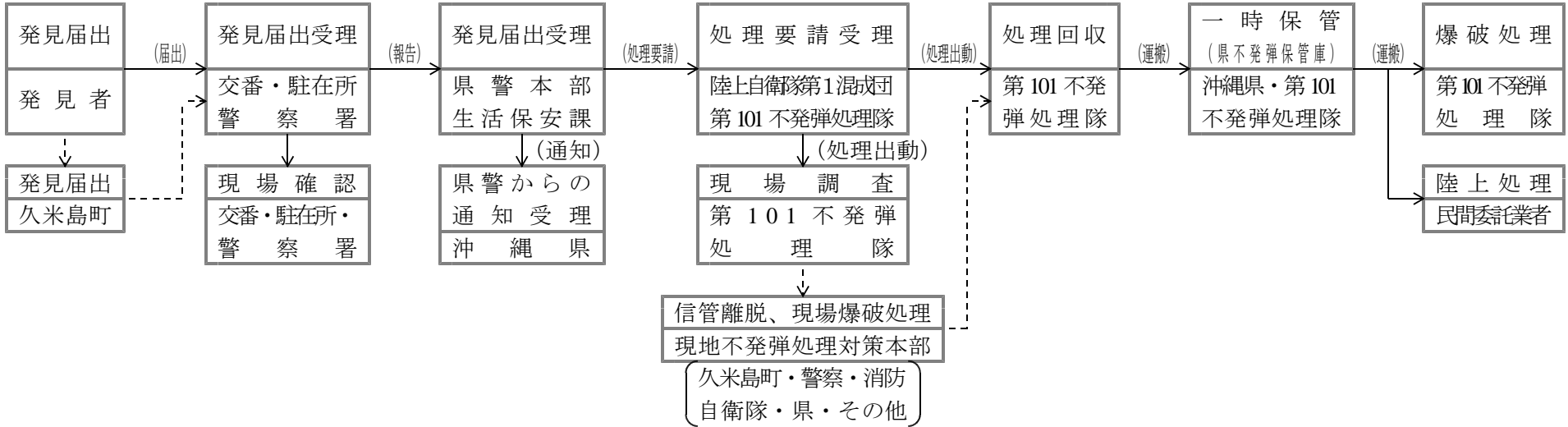
(エ) 町長等を本部長とする現地対策本部を設置する。

2 関係機関の協力体制の確立

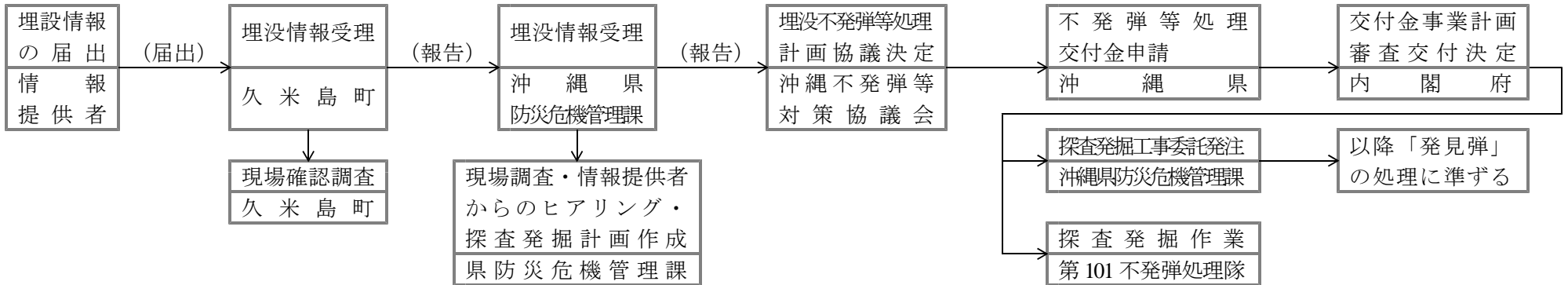
沖縄不発弾等対策協議会の効果的な運用により関係機関の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

不発弾処理の流れ（陸上部分）

《発見弾》

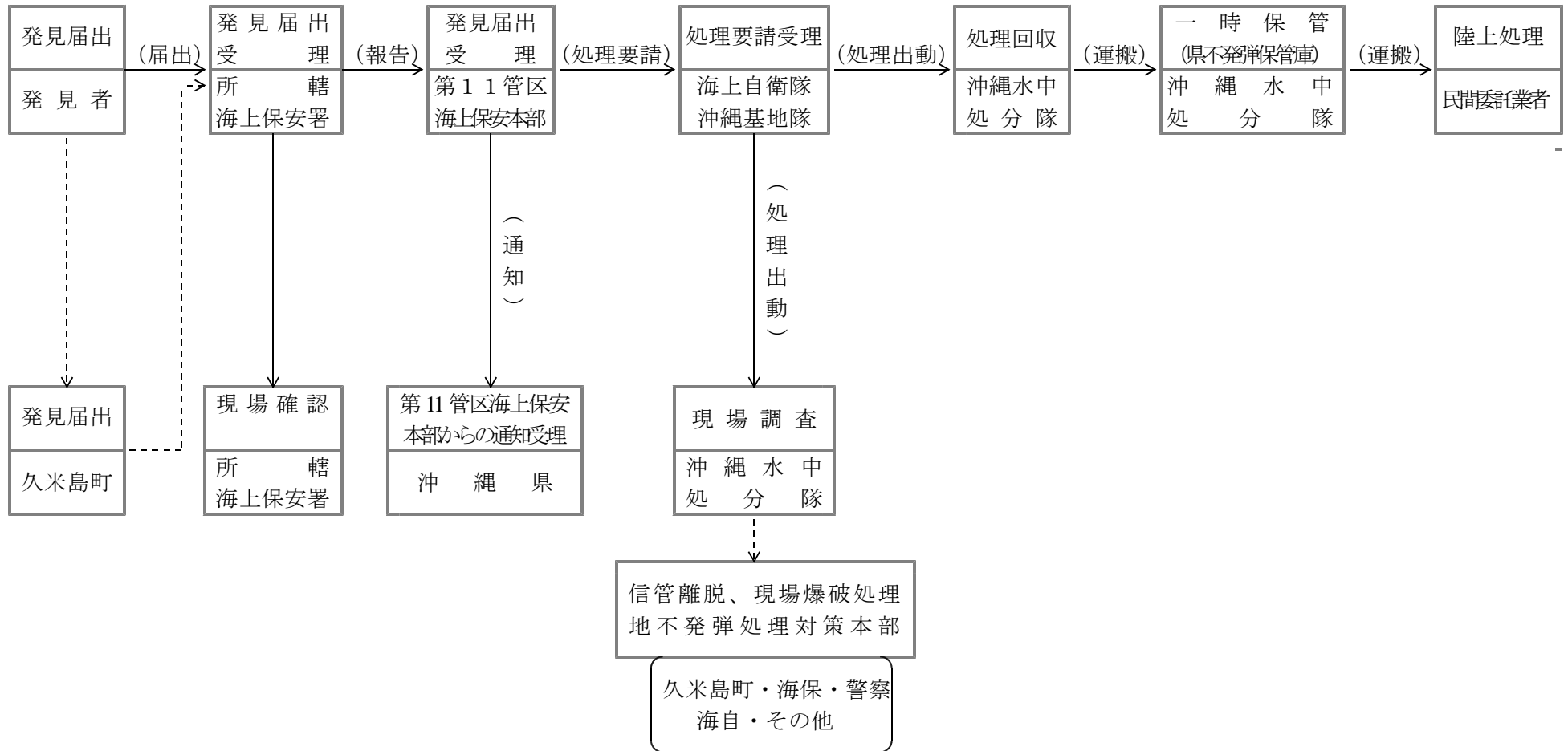


《埋没弾》



海中不発弾処理の流れ（海上部分）

《発見弾》



第11節 文化財災害予防計画

町は、離島という立地特性や、これまで歩んできた歴史的背景によって独特な地域文化が育まれ特に、文化財については県内でも上位の保有数を誇っている。その代表的なものとして、国指定の上江洲家（建造物）、具志川城址（史跡）、久米の五枝の松（天然記念物）、旧仲里間切蔵元石牆（建造物）があり、県指定で宇江城城址、太陽石、奥武島の畳石、真謝のチュラフクギ等がある。国、県、町指定を含めると実に68件にも上る。

これらの文化財は、歴史的、学術的にも貴重であるばかりでなく、優れた地域景観を創出しており、また、町民にも活力と潤いを与え、一部では観光ルートとなり重要な役割を果たしている。

この様なことから、文化財を災害から守る必要があり、とりわけ史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害のおそれがあり、他に地震、台風による被害も予想されるので、これらの災害予防の徹底を図るものとし、その対策は下記のとおりとする。

担当は、教育対策部とする。

- (1) 文化財の防災計画を策定し、警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防の確立を期す。
- (2) 文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を啓発し、環境の整理整頓を図るよう勧奨し、文化財防火デー等に防災訓練を実施する。
- (3) 文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
- (4) 地震による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。

第12節 農業災害予防計画

農業災害予防のため、農地農業用施設の保全や町及び関係機関の専門技術員及び農業改良普及員の技術指導のもと防災営農の推進を図るものとする。

担当は、産業振興対策部とする。

1 防災整備事業の推進

- (1) 農地及び農業用施設等、被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進を図る。
- (2) 降雨によって浸食を受けやすい性状の特殊土壌地帯や急傾斜地帯に造成された農地の浸食、崩壊を未然に防ぐための農地保全整備事業の推進を図る。

2 防災営農の確立

(1) 指導体制の確立

各種災害を回避克服して、農業生産力、農業所得の向上を図るため、県、町は関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図るものとする。

(2) 営農方式の確立

沖縄県振興開発計画に沿って諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図り、試験研究機関による病害虫、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術の導入により、防災営農の確立に努める。